平成２４年（フ）第１１４号
三重県津市一志町八太656番地　アーバンミストラル105
債務者　山下まさ代
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１５号
三重県津市一身田大古曽398番地　カーサダンディライオンＢ棟202号
債務者　中村　美里
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４２９号
神戸市垂水区塩屋町９丁目19番５号、従前の住所兵庫県西宮市柏堂町５番15―201号
債務者　肥後　公子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０７号
神戸市灘区六甲台町10番５―602号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１１号
神戸市須磨区南落合３丁目４番23号
債務者　吉岡　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県洲本市下内膳216番地１　東下内膳住宅Ｂ―201号
債務者　坂田　智代（旧姓江）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住５―６
債務者　石尾　真澄
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
鳥取県八頭郡八頭町下門尾172番地29
債務者　山本　一雄
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目166番地　メゾンアスミ101号
債務者　矢谷　満彦
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市行徳２丁目610番地３
債務者　森本　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市秋里980番地　第５ガーデンハイツ207号、旧住所鳥取県鳥取市丸山町277―４
債務者　田中　道雄
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
鳥取県米子市米原６丁目２番10号
債務者　竹本　綾子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７８号
鳥取県米子市皆生新田２丁目２番28号Ａ202号
債務者　田儀真由美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１９１号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目２番33号105号
債務者　山本　康二
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７３号
愛媛県松山市市坪南１丁目８番１号　レジデンス市坪303号
債務者　吉村　晴男
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
愛媛県松山市市坪南１丁目８番１号　レジデンス市坪303号
債務者　吉村　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
愛媛県松山市古三津３丁目26番１号　古三津団地１棟16号
債務者　城戸　朋美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
松山地方裁判所民事部